

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 平成14年中の利子税は4.1%に

**Q** : 所得税や法人税の平成14年中の利子税の割合が確定したようですが、いくらになったのでしょうか。

**A** : 年4.1%に確定しました。

### 【解説】

平成14年中の利子税（相続税・贈与税の場合を除きます）などの割合が、年4.1%に確定しました。

利子税等については、超低金利の状況を勘案し、「利子税等の割合の特例制度」が設けられています。

所得税・法人税の利子税、延滞税（年7.3%の割合の部分に限ります）及び還付加算金の割合は、各年の前年の11月末日の公定歩合に4%を加算した割合が7.3%に満たない場合には、その年中においては、その公定歩合に4%を加算した割合に軽減されます。

相続税及び贈与税の延納利子税の割合については、各分納期間の開始の日の属する月の2か月前の月の末日の公定歩合に4%を加算した割合が7.3%に満たない場合には、その分納期間においては、これらの延納利子税の現行の割合に、その公定歩合に4%を加算した割合が7.3%に占める割合を乗じて計算した割合に軽減されます。

法人税や所得税の平成14年中の利子税などの割合が4.1%に決まったのは、基準時点である11月末日の公定歩合が0.1%だったため、特例の規定により、4%をプラスして算出された割合が、7.3%に比べて低くなったことによるものです。

